

## ドリーム・サポート 利用規約

株式会社ドリーム・サービス

株式会社ドリーム・サービス(以下「運営元」といいます。)は、以下に定める「ドリーム・サポート利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、「ドリーム・サポート」(以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。

### 第 1 条(本サービスの定義)

利用希望者は、本サービスに申込みにより、以下の運営元が提供する「ドリーム・サポート」を、下記料金にて利用することができるものとします。

- ① 保守サポート・基本コース 円(税込)
- ② 保守サポート・プレミアムコース 円(税込)

#### <ドリーム・サポート>

##### 【基本コース】

運営元は、モバイル端末・IoT 機器の使用上のトラブル等の対応サービスを、専用受付番号にて 9:00-18:00 の間、電話にて本サービスを提供します。(年末年始を除く)

##### 【プレミアムコース】

運営元は、基本コースの内容のご利用に追加し、「故障対応時の出張訪問サポート」「運営元取次商材によるトラブル解決サポート(破損等)」を含めた本サービスを提供します。(年末年始を除く)

※出張訪問は 2 回/年 までとし、以降は別途有料対応とします。

専用受付番号:06-4708-8260(ドリーム・サポート総合受付)

### 第 2 条(本規約の承諾及び会員契約の締結)

1. 利用希望者は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申込みものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約(以下「会員契約」といいます。)が成立し、本サービスの会員になるものとします。

### 第 3 条(基本料金等)

1. 会員は、運営元が別途定める本サービスの利用料金及び違約金等(以下、総称して「本料金」といいます。)を、運営元が指定する方法にて、運営元が指定する期日までに支払うものとします。
2. 金額はすべて税込となります。税率の引き上げに応じて変更されます。

3. 本料金の割引計算は行われたいものとします。
4. 運営元の責めに帰すべき事由により、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、運営元は一切の責任を負わないものとします。
5. 運営元は、利用者が利用契約に基づく本料金等の金銭債務の支払を遅延したときは、利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

#### 第 4 条(料金等のお支払)

1. お支払方法は預金口座振替となります。
2. 本サービスのご利用料金は毎月1日から月末までのご利用分を翌月に請求させていただきます。ただし、運営元が必要と認めるときは、月途中で請求させていただく場合があります。
3. ご契約中または過去にご契約のあった当社サービス(本サービス以外も含まれます。)のうちいずれかについてご利用料金等のお支払いがない場合は、すべてのご契約について合わせて利用停止または契約解除をさせていただくことがあります。  
本サービスに係る預金口座振替手数料 110 円(税込)については、会員の負担とします。

#### 第 5 条(本サービスの解約)

1. 会員は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。尚、本サービスの解約後、原則、再契約はできないものとします。
2. 会員は、前項に定める方法により、各月の 1 日から末日までに解約手続きを行った場合、当該月の末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。
3. 解約月の請求については、月の途中で解約した場合であっても、日割り計算等を行わないものとします。

#### 第 6 条(解約後の措置)

1. 会員は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、会員が運営元に対して既に支払った本料金を含む一切の料金は返還されないことに合意するものとします。
2. 会員は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、運営元に対する一切の債務を、会員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対して弁済するものとします。

#### 第 7 条(契約期間等)

運営元において、会員による本サービスに関する支払方法の登録が完了し、運営元が会員に対して当該登録完了に関する通知を行った日、または別途運営元が指定する日(以下「サービス開始日」といいます。)より、会員は本サービスを利用することができるものとします。

1. 契約期間は、登録完了月を含む 36 か月間とします。
2. 契約期間中に 36 か月以内で中途解約した場合、会員は、月額料金に契約残月数を乗じた金額を一括で支払うものとします。  
契約期間満了日の翌日から、同一条件にて 36 か月間自動更新されるものとします。

#### 第 8 条(本サービスの提供の停止及び解除)

1. 運営元は、会員が以下の各号のいずれかに該当する場合には、会員に対し事前に通知することなく、会員に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - ① 申込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ② 本規約の規定に違反すると運営元が判断したとき。
  - ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ 民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から会員に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑦ 解散決議をしたとき、又は死亡したとき。
  - ⑧ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
  - ⑨ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
  - ⑩ 法人格、代表者、役員又は幹部社員が民事訴訟及び刑事訴訟の対象(捜査報道がされた場合を含む。)となったとき。
  - ⑪ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと運営元が認めたとき。
  - ⑫ 運営元から会員に対する連絡が不通となったとき。
  - ⑬ 運営元の業務の遂行又は運営元の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - ⑭ 前各号に掲げる事項の他、運営元が、会員に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。
2. 運営元は、会員が第 3 条に基づき運営元が会員に対して請求する本料金を含む一切の料金の支払いを一度でも怠った場合には、会員に対し事前に通知することなく、会員契約を解除することができるものとします。
3. 会員は、第 1 項により運営元による解除がされた場合には、期限の利益を喪失し、運営元に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

#### 第 9 条(免責)

1. 運営元は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、運営元の支配することのできない事由(以下「不可抗力」といいます。)により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 運営元は、本サービスの正確性、有用性、安全性、その他会員による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき会員が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して会員に生じた損害について、運営元は一切責任を負わないものとします。
4. 会員が本規約等に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負いません。

#### 第 10 条(権利義務の禁止)

会員は、運営元の書面による事前の承諾なくして会員として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

#### 第 11 条(損害賠償)

会員が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、運営元又は第三者に損害を与えた場合には、会員は運営元又は第三者が被った損害(逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。)等を全額賠償する責任を負うものとします。

#### 第 12 条(損害賠償の制限)

1. 運営元は、本規約で特に定める場合を除き、会員が本サービスの利用に関して被った損害について、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、会員が運営元に支払う 12 ヶ月分の本料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、会員が本サービスの利用に関して運営元の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 運営元は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性又は第三者の権利を侵害していないこと等は一切保証しないものとします。
3. 運営元は、会員からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 運営元は、本サービスの提供をもって、会員の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
5. 運営元は、オペレーターの説明に基づいて会員が実施した手続・作業等の内容について保証するものではありません。

6. 運営元は、オペレーターの説明に基づいて会員が実施した手続・作業等の実施に伴い、生じる会員の損害について、一切の責任を負いません。
7. 会員が本規約等に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負いません。
8. 運営元は、運営元の責めに帰すべき事由のない本サービスの一部停止、一時停止の場合に伴い生じる会員の損害について、一切の責任を負いません。
9. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス会員に生じた損害について、運営元は一切責任を負わないものとします。
10. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、運営元は一切責任を負いません。  
(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
11. 運営元は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。

#### 第13条(自己責任)

1. 会員は、会員による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、運営元に対しいかなる責任も負担させないものとします。会員が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合、又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問又はクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 運営元は、会員がその故意又は過失により運営元に損害を被らせたときは、会員に当該損害の賠償を請求することができるものとし、会員は運営元の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

#### 第14条(秘密保持)

会員は、本サービスの利用に関連して知り得た運営元の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。

#### 第 15 条(個人情報の取扱)

1. 会員は、本サービスの提供に不可欠な運営元の提携事業者に、会員の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等その他利用契約に係る取引に関する情報を、当該提携事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意するものとします。

2. 運営元は、本サービスの提供にあたって、会員から取得した個人情報の取扱については、運営元が定めるプライバシーポリシー

(個人情報保護方針 URL:<https://dreamservice.co.jp/privacy-policy/>)に従うものとします。

3. 利用登録者の情報は、本サービスの提供のために利用します。個人情報は法令等に基づく以外に第三者に提供することはありません。なお、個人情報の取扱いについて委託することがあります。

登録を頂く個人情報は任意ですが、ご入力を頂けない場合はお問い合わせに対応できない場合があります。

開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止)の求めは下記までお問い合わせ下さい。

個人情報保護管理者:株式会社ドリーム・サービス 情報統括責任者

TEL:06-4708-8260

#### 第 16 条(知的財産権)

1. 本サービスにおいて運営元が会員に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権及び特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、運営元又は運営元の指定する第三者(権利者)に帰属するものとします。

2. 会員は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

① 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

② 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

#### 第 17 条(本サービス・規約の変更)

1. 運営元は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本規約の内容を変更することがあります。この場合、本サービス利用者は本料金その他提供条件において、変更後の規約の適用を受けるものとします。

2. 運営元は、本規約の変更を行うときは、変更を行う旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに当社 Web サイトへの掲載その他第 17 条で定める方法により、本サービス利用者に対して通知します。

## 第 18 条(通知)

1. 運営元から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他運営元が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日(但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日)に本サービス利用者へに到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者へに到達したものとみなすものとします。また、前項の通知が Web サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で本サービス利用者へに到達したものとみなすものとします。
3. 本サービス利用者が第 1 項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、運営元は一切責任を負わないものとします。

## 第 19 条(禁止事項)

会員は、本サービスを利用するにあたり、以下各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 運営元が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用行為。
- ② 運営元又は第三者の著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。
- ③ 運営元又は第三者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。
- ④ 運営元又は第三者を差別・誹謗中傷し、若しくはその名誉・信用を毀損する行為。
- ⑤ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為。
- ⑥ 犯罪行為、又はそれを誘発・扇動する行為。
- ⑦ 本サービスにより利用しうる情報を改ざん、又は消去する行為。
- ⑧ 本サービスの申込又は利用請求に当たって虚偽の事実を記載・申告等する行為。
- ⑨ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- ⑩ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為。
- ⑪ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑫ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、又は第三者が受信若しくは受信可能な状態におく行為。
- ⑬ 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文章等を送信、記載又は掲載する行為。
- ⑭ 無限連鎖講(ネズミ講)若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。

- ⑮ 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)に違反する行為。
- ⑯ 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- ⑰ 運営元若しくは第三者の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
- ⑱ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
- ⑲ 前各号に該当するおそれがあると運営元が判断する行為。
- ⑳ その他、社会的状況を勘案のうえ、運営元が不適當・不適切と認める行為。

## 第 20 条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
  - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(以下「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および過去 5 年以内に反社会的勢力でなかったこと。
  - ② 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
  - ③ 反社会的勢力を利用していないこと。
2. 会員は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
  - ① 運営元または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条各号に定める暴力的要求行為。
  - ② 運営元または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ③ 運営元に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
  - ④ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
  - ⑤ 前各号に準ずる行為。
3. 会員は、会員が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を運営元に報告し、運営元の捜査機関への通報及び運営元の報告に必要な協力を行うものとします。
4. 運営元は、会員が前項のいずれかの規定に違反している事実が発覚(報道されたことを含みます。)したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償、損失補償その他何らの義務も負うことなく、本規約に基づく契約等その他会員と運営元との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、会員は運営元に対し、何らの請求、主張、異議申立てを行わないものとし、かつ、運営元は、本項による解除によっても、会員に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

## 第 21 条(準拋法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第 22 条(協議)

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、会員と運営元が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

#### 第 23 条(管轄)

会員と運営元の間で本規約又は本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日

2026 年 2 月 7 日